

2026 年 6 月 1 日

新設分割にかかる事後開示書面
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

山口県宇部市寿町三丁目 5 番 26 号
ユーピーアール株式会社
代表取締役 社長執行役員 酒田 義矢

東京都中央区佃 2 丁目 6 番 9 号
株式会社サポートジャケット
代表取締役 岩本 昭典

ユーピーアール株式会社（以下「分割会社」という。）は、2026 年 4 月 14 日付新設分割計画書に基づき、2026 年 6 月 1 日をもって、株式会社サポートジャケット（以下「新会社」という。）を新たに設立し、アシストスーツの販売事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を、新会社に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行いましたので、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2026 年 6 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割であり、会社法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、本件分割の差止請求に関する手続は実施しておりません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割であり、会社法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

本件分割に際して、分割会社は、新会社に債務を承継させておりませんので、債権者異議に関する手続は実施しておりません。

4. 本件分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、効力発生日をもって、分割会社から、本件事業に関する権利義務を承継いたしました。新会社が分割会社から承継した資産の額は 6 百万円、負債の額は 0 百万円であります。

5. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上